

○周防大島町空家等の適正管理に関する条例

平成24年10月1日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全、安全安心なまちづくり及び空家等を活用した地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、自治会等とは、周防大島町自治会振興奨励金交付要綱（平成16年周防大島町告示第6号）第2条に定める自治会及びこれに準ずる町民等の共同体をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念等)

第3条 空家等の適正な管理は、空家等の有効活用が地域づくりの推進に寄与し、空家等の放置が生活環境の保全及び安全安心なまちづくりに多大な影響を与えるものであるという認識の下に、所有者等、自治会等及び町が相互に連携して推進されなければならない。

2 特定空家等の所有者等と当該特定空家等により被害を受けるおそれがある者との間における紛争は、民事による解決を優先するものとする。

(責務等)

第4条 所有者等は、前条第1項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等の適正な管理をしなければならない。

2 自治会等は、基本理念にのっとり、所有者等に対し、周辺に迷惑を及ぼすことがないよう連絡その他当該空家等の適正な管理について必要な対策を要請するよう努めるものとする。

3 町は、基本理念にのっとり、空家等の有効活用、空家等の適正管理に関する啓発その他必要な施策を実施するものとする。

(情報提供)

第5条 自治会等は、前条第2項の規定にもかかわらず、同条第1項に定める適正な管理が行われない空家等について町長に対し、情報の提供をすることができる。

(空家等対策計画)

第6条 町長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を策定するものとする。

(空家等対策協議会)

第7条 法第7条第1項の規定、及び町長が必要と認める事項に関する協議を行うため周防大島町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(緊急安全措置)

第8条 町長は、適切な管理がされていない空家等について、倒壊等による著しく危険が切迫している場合にあつて、人の生命、身体又は財産に対する甚大な損害（以下「危害等」という。）を及ぼすおそれがあると認められるときは、その危害等を予防し、又は危害等の拡大を防ぐため、必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあつては、告示）しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。

(協力要請)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、本町の区域を管轄する警察その他の機関に、必要な措置を講じるよう要請することができる。

(支援)

第10条 町長は、所有者等に対し、空家等の適正管理について必要な支援をすることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略